



平成22年2月26日

各 位

上場会社名 あいおい損害保険株式会社  
代表者名 取締役社長 児 玉 正 之  
(コード番号 8761 東証・大証・名証)  
問合せ先 総務部次長 金 子 利 弘  
T E L (03) 5424-0101

### 新株予約権の取得・消却及び自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の決議を行いましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### I. 新株予約権の取得及び消却

平成21年12月22日開催の臨時株主総会において承認された三井住友海上グループホールディングス株式会社との株式交換契約（以下「本株式交換契約」）及び会社法第276条に基づき、当社の新株予約権を取得し消却するものです。具体的には、当社新株予約権発行要領に従い、取得日時時点で残存する全ての新株予約権を取得し、取得した新株予約権を全て消却します。

##### 1. 対象となる新株予約権

- ・あいおい損害保険株式会社2008年7月新株予約権及び2009年7月新株予約権

##### 2. 新株予約権の取得・消却の概要

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| (1) 新株予約権の取得日及び消却日      | 平成22年3月31日   |
| (2) 取得及び消却する新株予約権の総数    | 515個<br>(新株予約権の目的である株式数：新株予約権1個につき普通株式1,000株)<br>ただし、上記(1)の期日までに新株予約権者が新株予約権を行使した場合等には、当該個数は減少します。 |
| (3) 新株予約権の取得の対価として支払う価格 | 0円   |
| (4) 消却後に残存する個数          | 0個   |

#### II. 自己株式の消却

本株式交換契約及び会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却するものです。

- |              |  |
|--------------|--|
| 1. 消却する株式の種類 | 当社普通株式   |
| 2. 消却を行う日    | 平成22年4月1日（ただし、本株式交換契約による株式交換の効力発生前）                |
| 3. 消却する株式の数  | 平成22年4月1日（ただし本株式交換契約による株式交換の効力発生前まで）時点で保有する自己株式の全て |

(ご参考) 当社の自己株式の保有状況 22,084,338株（平成22年1月末時点）

以上